

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「労使間の取扱いに関する協約の一部改正に関する協定」に関する申し入れ

8月30日、会社より「労使間の取扱いに関する協約の一部改正に関する協定について」と題した説明を受けました。内容は、組織再編に伴い設置単位・設置箇所の変更として、首都圏本部・東北本部(以下、本部と記す)、東京建設プロジェクトマネジメントオフィス、電気インテグレーションオフィス、東北建設プロジェクトマネジメントオフィスに名称を改めるというものです。また、基本協約に関わる変更は生じるものではないが、本部に組織の権限等を集約していくことから、会社組織体制と組合組織体制の相違が生じることが想定されるために、団体交渉における対応機関を、会社は首都圏本部とし、組合側より指定される機関との対応を行う考えであることが示されました。

会社より示された団体交渉に対する考え方として、地方機関と首都圏本部間においても実施することを可能とするということは、労働組合法(以下、労組法と記す)に基づいての判断であると受け止めます。一方で、苦情処理会議や簡易苦情処理会議における委員については、組合員が所属する地方機関における委員の指定を選出することは困難となることから、苦情を有する組合員にとって不利益を与えてしまいかねません。さらに、いわゆる36協定の締結に際しては、会社は労働者代表選挙に関する取扱いや事業場単位での協議・締結などについては労基法に準じているとは到底言えない異常な事態を繰り返しています。これらのことから、都度、会社が都合よく解釈して運用を行っているものであると指摘せざるを得ません。

私たち輸送サービス労組運動の基本は、職場であることからその活動は保障されなければならず現協約を下回るなどあってはなりません。今必要なことは、法令及び労使間協約の遵守であり、それらを通じて労働条件の向上を図っていくことが何よりも求められています。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 労使間の取扱いに関する協約 第1章第1条(目的)及び第4条(組合活動)の趣旨に則った運用の徹底を図ること。

2. 労使間の取扱いに関する協約 第2章労使間協議 第1節経営協議会に基づき首都圏本部が開催する経営協議会には、首都圏エリア内に存する地方機関の代表者を経営協議会委員とは別に出席させること。
3. 労使間の取扱いに関する協約 第2章労使間協議 第3節苦情処理 第4節簡易苦情処理に関し、総合車両センター及び車両センターに属する組合員が首都圏本部に苦情を申告する場合には、当該組合員の所属する地方機関の代表者をそれぞれの会議に出席させること。
4. 組織再編に伴い設置単位・設置箇所の変更に伴う経営協議会・団体交渉等の委員数の指定にあたっては、首都圏本部に属する各機関の組合員数に基づき起算すること。
5. 今申し入れに対する回答及び団体交渉については、改正時期前までに実施すること。

以 上